

U18 B リーグ京都の試合中止の判断について

U18 B リーグ京都実行委員会

1 特別警報に伴う試合中止・延期について

- (1) 試合当日、午前7時の段階で京都府下のいずれかの地区に特別警報が発令されている場合は、試合を行わず延期する。
- (2) 第1試合開始までに解除された場合でも、その日の試合は延期とする。
- (3) 試合中に発令された場合は、速やかに試合を中止し、それ以降の試合を延期する。

2 警報に伴う試合中止・延期について

- (1) 試合当日、午前7時の段階で試合会場の地区、対戦チームの地区等に暴風警報が発令されている場合は、関係する試合は行わず延期する。
- (2) 試合開始までに解除された場合でも、その試合は延期とする。
- (3) 試合中に発令された場合は、協議し、試合の中止・延期を判断する。

3 悪天候（集中豪雨・雷など）や自然災害等による試合中止・延期について

- (1) 悪天候や自然災害等により、参加チームの学校の内規や交通状況等により試合することが困難な場合は、協議し、試合の延期を判断する。
- (2) U18 B リーグ京都実行委員会は、天候等の状況により事前に試合延期の判断をすることがある。

4 協議が必要、また、試合延期になった場合の対応について

- (1) 協議する際には、会場担当（会場校）をチーフとし、審判員・当該チームで協議し判断する。
- (2) 延期となった試合の会場担当、記録担当は協力して、次の3者に速やかに連絡する。
 - ① U18 B リーグ京都実行委員会競技担当（連絡先 立命館高校 青山）
 - ② U18 B リーグ京都実行委員会審判担当（連絡先 京都西山高校 布施）
 - ③ 当該試合のリーグ担当
- (3) 連絡を受けたリーグ担当は競技担当と連絡を取り、日程調整を速やかに（原則1カ月以内）に行う。
- (4) 再試合の日程が決まり次第、競技担当がU18 B リーグ京都実行委員会に再試合の日程を連絡する。
- (5) 審判料については、試合不成立の場合は支払われない。ただし、協会派遣の審判員の交通費は支払われる。